

生徒の人権意識を高める学校経営に関する事例研究

Case study on school management to raise students' awareness of human rights

大林 正史, 芝山 明義, 葛上 秀文, 金森 三枝, 小坂 浩嗣

OBAYASHI Masafumi, SHIBAYAMA Akiyoshi, KUZUKAMI Hidefumi,
KANAMORI Mie and KOSAKA Hirotsugu

鳴門教育大学学校教育研究紀要

第35号

Bulletin of Center for Collaboration in Community
Naruto University of Education
No.35, Feb, 2021

生徒の人権意識を高める学校経営に関する事例研究

Case study on school management to raise students' awareness of human rights

大林 正史, 芝山 明義, 葛上 秀文, 金森 三枝, 小坂 浩嗣

〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748番地 鳴門教育大学
OBAYASHI Masafumi, SHIBAYAMA Akiyoshi, KUZUKAMI Hidefumi, KANAMORI Mie and KOSAKA Hirotsugu
Naruto University of Education
748 Nakajima, Takashima, Naruto-cho, Naruto-shi, 772-8502, Japan

抄録：本研究の目的は、中学校において生徒の人権意識が高まった学校経営上の要因を明らかにすることである。本研究では次の5点が明らかになった。①校長が「安全・安心な学校」という学校経営のコンセプトを繰り返し、生徒や教職員、保護者に表明していた。このことが生徒の人権意識に影響を与え、教職員組織における人権教育を重視する規範の形成を促した。②校長が学校経営方針を毎年改善し、教職員へ教育計画の改善を要求したことが、教職員における毎年の教育改善の規範形成を促した。③教職員における人権教育重視と、毎年の教育改善の規範形成が、人権教育の授業研究の継続を促した。④人権教育に関する授業研究の継続が、人権教育の授業の質の向上や、教職員の協働性の向上を促していた。校長によるメンター研修の導入も、教職員の協働性を向上させた。⑤人権教育の授業の質と教職員の協働性の向上が、生徒の人権意識の高まりを促した。

キーワード：中学校、生徒の人権意識、学校経営、事例研究

Abstract : The purpose of this study is to clarify the factors in school management that raised the awareness of human rights of students in junior high school. The following five points were clarified in this study. (1) The principal repeated the school management concept of “safe and secure school” and expressed it to students, staff, and parents. This affected students' awareness of human rights and encouraged the formation of norms that emphasize human rights education in staff. (2) The principal improved the school management policy every year and requested staff to improve the education plan, which prompted the formation of a norm for improving education every year. (3) The emphasis on human rights education among staff and the formation of norms for improving education every year promoted the continuation of human rights education lesson study. (4) Continuation of lesson study on human rights education promoted the improvement of the quality of human rights education lessons and the improvement of collaboration among staff. The introduction of mentor training system by the principal improved the collaboration of faculty and staff. (5) Improving the quality of human rights education lessons and the collaboration of staff promoted the heightened awareness of human rights of students.

Keywords : Junior high school, Students' awareness of human rights, School management, Case study

I. 研究の目的

本研究の目的は、中学校において生徒の人権意識が高まった学校経営上の要因を明らかにすることである。

学校教育において人権意識を高める実践は、人権教育と総称される教育活動において取り組まれてきた。これまでの「個人権課題」に対する授業実践をはじめ、学校における人権侵害としての「いじめ」への対処、2020年には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う感染者や医療従事者等への偏見や差別等の新たな人権課題への対応も進められている。

ところで、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議（文部科学省）が示した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）では、「2. 学校における人権教育」の「(1) 学校における人権教育の目標」の中に以下のように記されている。

「(前略) 各学校において人権教育に実際に取り組むに際しては、まず、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解した上で、組織的・計画的に取組を進めることが肝要である。人権教育に限らず、様々な教育実践を進めるためには目

標を明確にすることが求められる。それによって、組織的な取組が可能となり、改善・充実のための評価の視点も明らかになるからである。(後略)

人権意識を高める実践としての人権教育は制度上、教科教育や特別活動等への位置づけが規定されていないことから、授業の枠に限定されることなく、学校の多様な教育活動において取り組むことができることから、自由度が高いものとみなせる反面、授業で取り組もうとすると、個別人権課題の各々に応じて関連する教科が限定されたり、義務教育段階では「道徳の時間」との相違等が問題となったりするなどの課題が生じる。また、学校の所在地の歴史的社会的状況により、対象とする個別人権課題の取り上げ方には地域による違いの大きいものがある。これらの課題は、実践を担う個々の教員が対応できる範囲をこえており、学校としての組織的・計画的な取組が必要と考えられる。

しかしながら、学校における人権教育の検討については、授業や生徒指導上の教育活動に関して、個々の取組に係る内容や方法の分析・検討や実践・情報の交流に研究上・実践上の主要な関心がおかれてきた(授業実践記録の例として原田(2015)などがある)。そのため、個別の取組の条件または前提としての学習・教育環境を形成する学校経営上の要因やその課題等は、人権教育という教育実践の対象としてはこれまで着目されてこなかったと思われる。

そこで、本研究では、ある学校評価アンケートの結果の経年変化から、生徒の人権意識を高めてきた学校と判定したある中学校を事例として、その成果をもたらした学校経営上の諸要因とそれらの関連を明らかにすることを目的として、調査による事例研究を計画・実施した。

II. 研究の方法

本研究では、まず、B市、C郡5町の中学校の2017年度～2019年度の生徒を対象とした学校評価アンケートの結果の推移を分析した。その結果、D町のE中学校において、次の3つの質問項目について、毎年、肯定的な回答が増加傾向にあることが明らかになった。

- ①「学校での学習を通して、同和問題など様々な人権問題を解決しようと考えてようになっている。」
- ②「学校生活の様々な場面で、人権教育について学習している。」
- ③「いじめ・暴力は許さず、好ましい友人関係をつくっている。」

そこで、E中学校を、最近の3年間で、生徒の人権意識を高めた学校であると位置づけることとした。なお、2020年のE校の生徒数は、約600名である。

次に、なぜ、E中学校が、生徒の人権意識を高めることに成功しているのかを明らかにするために、執筆者の内の2名が、2020年8月に、E中学校のF校長、G人権教育主事、H生徒指導主事の3名に対して、半構造化面接による聞き取り調査を実施した(表1)。

表1 聞き取り調査の対象者の勤務年数と聞き取り時間

	教職経験年数	E校勤務年数	聞き取り時間
F校長	37年目	4年目	47分
G人権教育主事	17年目	5年目	51分
H生徒指導主事	13年目	9年目	48分

主な質問項目は、次の3点である。

- ①「2016年度から2019年度までの年ごとの貴中学校での人権教育の変容過程をご教示ください。」
- ②「あなたは、どのような学校経営または学年経営、校務分掌経営が行われてきた(どの教職員が何をしてきた)ことにより、そのような人権教育の変容が起きてきたと考えますか?」
- ③「あなたは、なぜ、2017年度から2019年度にかけて、全学年の生徒による『学校での学習を通して、同和問題など様々な人権問題を解決しようと考えてようになっている』『学校生活の様々な場面で、人権について学習している』『いじめ・暴力は許さず、好ましい友人関係をつくっている』の項目の肯定的な回答が年々、増加してきていると考えますか?」

また、聞き取り内容は、対象者の了解を得て録音された。録音した内容について逐語録を作成し、これを分析した。なお、本研究では、語りを引用する際には、意味が変わらない程度に修正を施した。

さらに、聞き取り調査の際に、F校長による過去の校長だより、学校経営方針、教育計画のコピーを入手した。それらも分析の対象とした。

III. E中学校の生徒の人権意識の推移

まず、E中学校の生徒の人権意識の推移を示す。図1～3は、「学校での学習を通して、同和問題など様々な人権問題を解決しようと考えてようになっている」の質問項目に関する2017年度から2019年度にかけての生徒の回答の単純集計結果をグラフにしたものである。

2017年度に1年生であった生徒に着目すると、「よくあてはまる」と回答した生徒は、2017年度には26.0%、2018年度には30.2%、2019年度には42.9%と、明らかに増加していた。

2017年度に2年生であった生徒に着目すると、「よくあてはまる」と回答した生徒は、2017年度には44.1%、2018年度には43.8%とやや減っている。しかし、肯定的回答は、2017年度には87.7%、2018年度には88.6%

図1 学校での学習を通して、同和問題など様々な人権問題を解決しようと考えているようになる(2017年度)

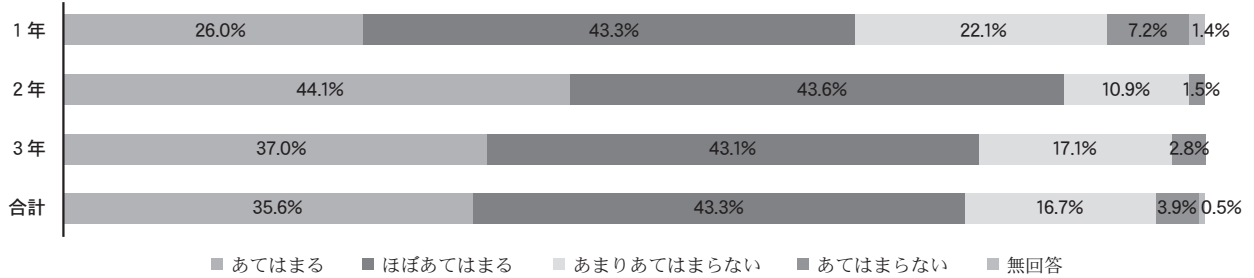


図2 学校での学習を通して、同和問題など様々な人権問題を解決しようと考えているようになる(2018年度)

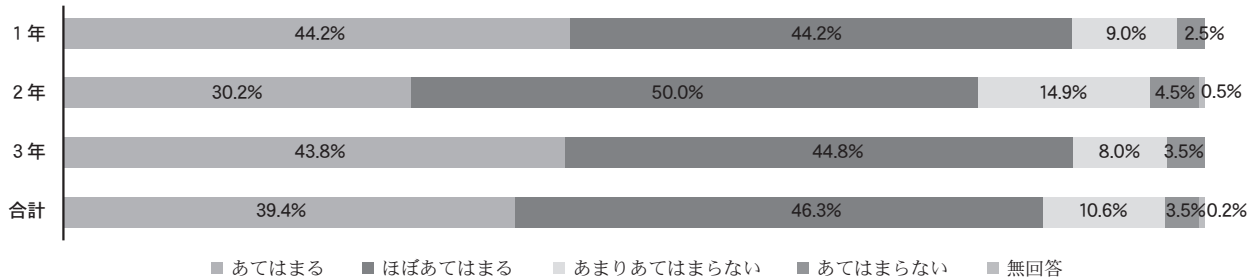
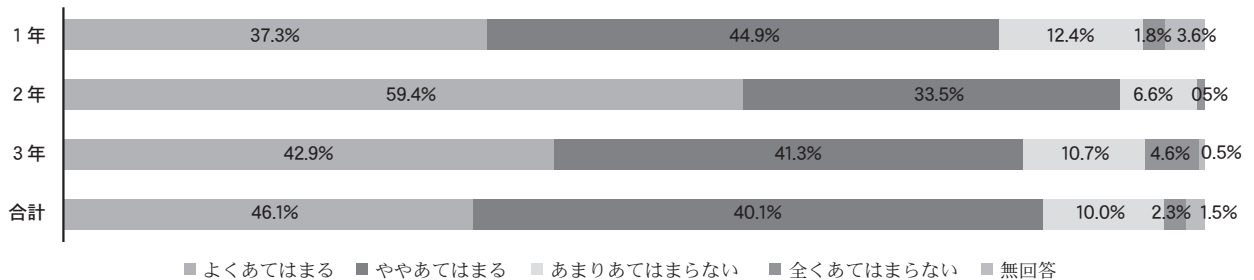


図3 学校での学習を通して、同和問題など様々な人権問題を解決しようと考えているようになる(2019年度)



とやや増加している。

2018年度に1年生であった生徒に着目すると、「よくあてはまると回答した生徒は、2018年度には44.2%、2019年度には59.4%と、明らかに増加していた。

これらのことから、E中学校の生徒は、2017年度から2019年度にかけて学校での学習を通して、人権問題を解決しようと考えているようになってきていると考える。

図4～6は、「学校生活の様々な場面で、人権について学習している」の質問項目に関する2017年度から2019年度にかけての生徒の回答の単純集計結果をグラフにしたものである。

2017年度に1年生であった生徒に着目すると、「よくあてはまる」と回答した生徒は、2017年度には41.3%、2018年度には43.6%、2019年度には52.0%と、明らかに増加していた。

2017年度に2年生であった生徒に着目すると、「よくあてはまる」と回答した生徒は減少しているが、肯定的

回答の割合は、ほぼ変わっていない。

2018年度に1年生であった生徒に着目すると、「よくあてはまる」と回答した生徒は、2018年度には62.3%、2019年度には70.6%と、明らかに増加していた。

これらのことから、E中学校の生徒は、2017年度から2019年度にかけて、おおむね学校生活の様々な場面で、人権について学習するようになってきていると言える。

図7～9は、「いじめ・暴力は許さず、好ましい友人関係をつくっている」の質問項目に関する2017年度から2019年度にかけての生徒の回答の単純集計結果をグラフにしたものである。

2017年度に1年生であった生徒に着目すると、「よくあてはまる」と回答した生徒は、2017年度には46.6%、2018年度には52.5%、2019年度には61.7%と、明らかに増加していた。

2017年度に2年生であった生徒に着目すると、「よくあてはまる」と回答した生徒は、2017年度には58.4%、

図4 学校生活の様々な場面で、人権について学習している（2017年度）

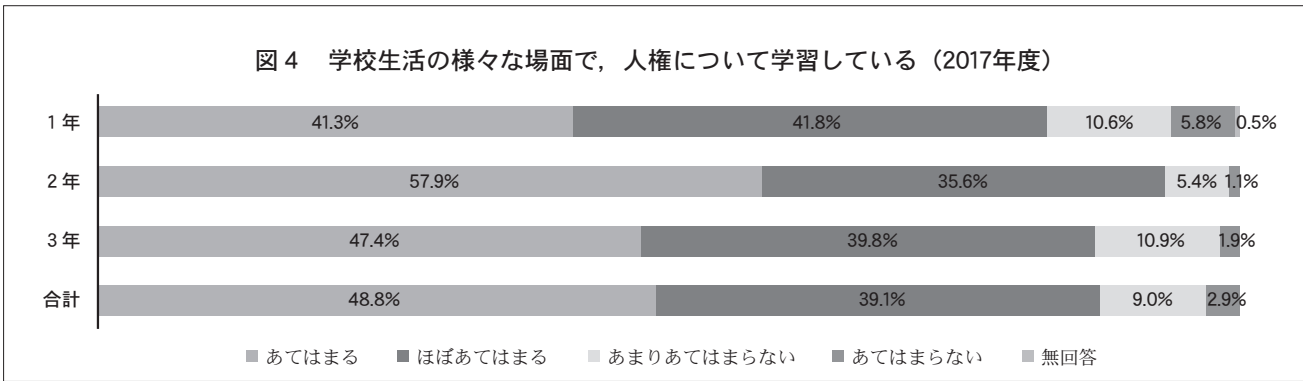


図5 学校生活の様々な場面で、人権について学習している（2018年度）

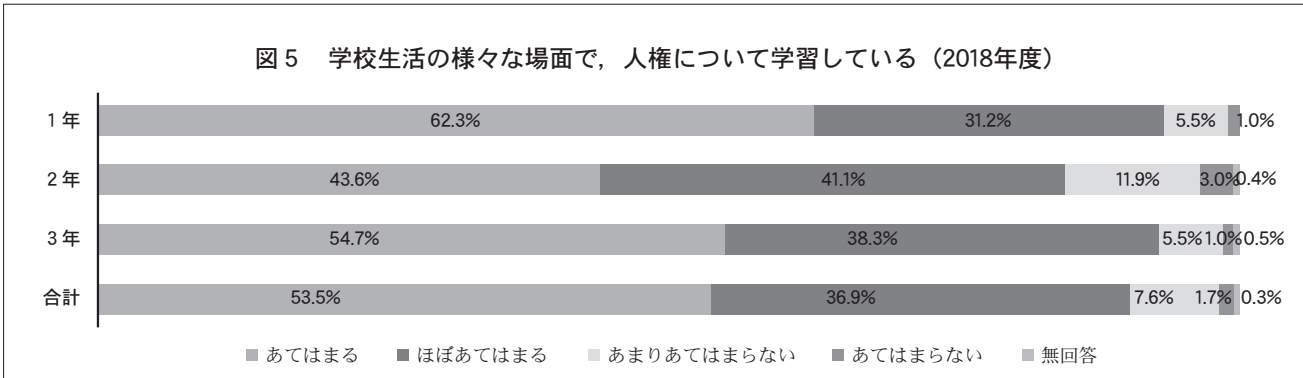
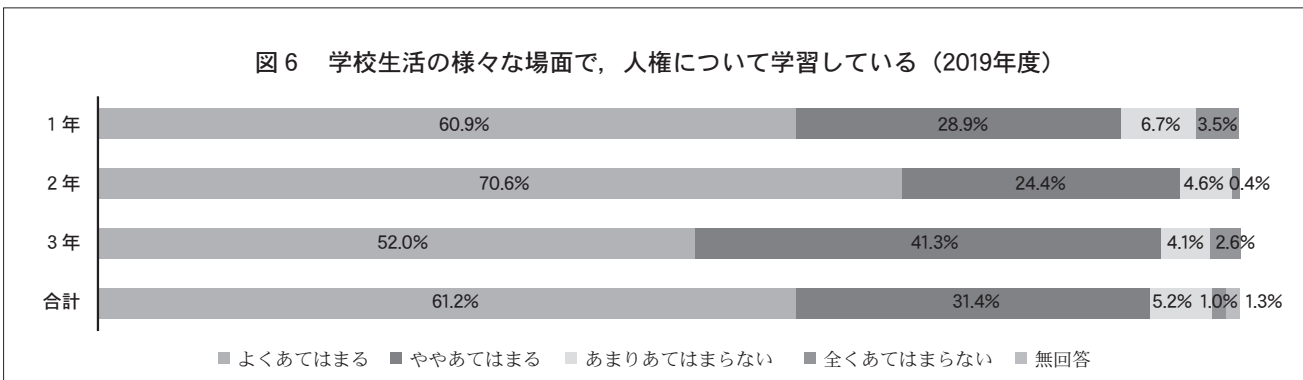


図6 学校生活の様々な場面で、人権について学習している（2019年度）



2018年度には66.7%と明らかに増加していた。

2018年度に1年生であった生徒に着目すると、「よくとてもはまると回答した生徒は、2018年度には63.8%、2019年度には66.5%と増加していた。

これらのことから、E中学校の生徒は、2017年度から2019年度にかけて、いじめ・暴力を許さず、好ましい友人関係をつくるようになってきていると考えられる。

以上のことから、E中学校を、2017年度から2019年度にかけて、生徒の人権意識が高まってきた学校であると位置づけることができよう。

IV. 生徒の人権意識が高まった要因

E中学校での聞き取り調査および資料分析の結果、生徒の人権意識を高めることに成功した学校経営の主な要因は、①校長の学校経営のコンセプト、②毎年の教育計画の改善、③行動につながる人権教育の重視、④メンター

研修の導入、⑤人権教育に関する授業研究の継続、であると考えられた。

1. 校長の学校経営のコンセプト

E中学校の生徒の人権意識が高まってきた理由について、F校長に問うた。F校長は、生徒の人権意識を高めるために特別なことをしてきたわけではないと述べた上で、その理由を次のように説明した。

語り①（F校長）：「まず、この学校要覧を見ていただけたらと思います。まず3ページのところに、本校の教育方針を書かせていただいております。これを詳しくしたものが、こちらの学校経営方針です。毎年4月1日の新組織の職員会のときに、これを配っております。（中略）この中で本年度の重点目標がありますね。私、来た1年目は、この重点目標の中の括弧書きの部分がなかったんです。落ち着いた学習環境を整え、確かな学力と豊かな心を育成するということからスタートして、2年目か

図7 いじめ・暴力は許さず、好ましい友人関係をつくっている（2017年度）

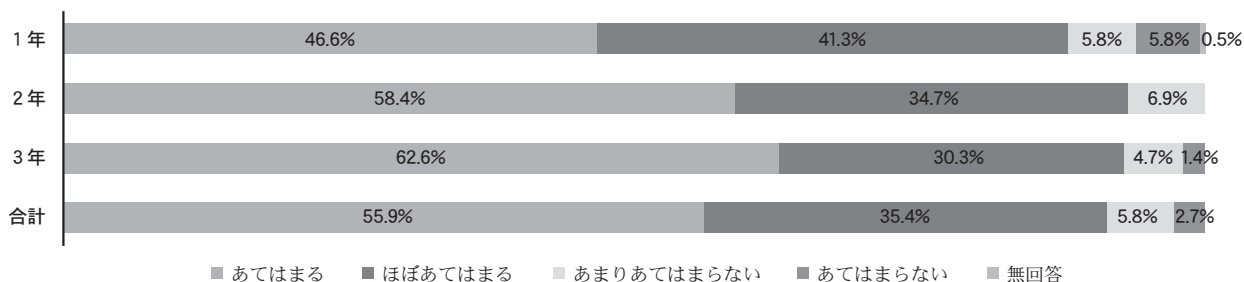


図8 いじめ・暴力は許さず、好ましい友人関係をつくっている（2018年度）

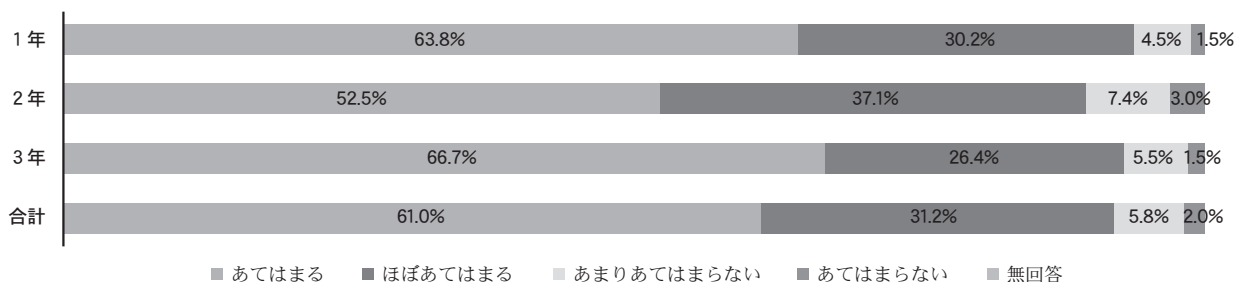
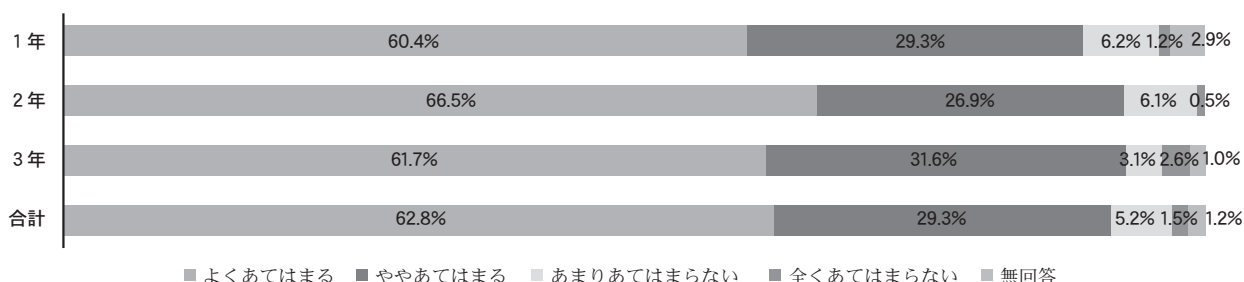


図9 いじめ・暴力は許さず、好ましい友人関係をつくっている（2019年度）



ら、この落ち着いた学習環境って何かっていうのを、1年ここで過ごしてみて、もっと具体的に書かなければいけないということで、『安全・安心な学校』っていうのをつけ足しました。これが2年目からです。で、今年でもう3年目になります。なぜこれをつけ加えたかっていうと、来た1年目の年、学級崩壊したんですよ。3学期、2学期末ぐらいから学級崩壊に近いかたちが起こって、3学期、もう本当学級崩壊って言うていいぐらい荒れた学年、学級があったんです。そのときに生徒がざわついてる、これをどうにかしないといかんということで、安全安心な、つまり生徒も先生も安心して授業が受けられる学校、授業ができる、教えることができる学校にしないといかんということで、具体的に2年目からこれをつけ加えたわけです。本年度の重点項目っていうのが、全部で大きな項目が六つあります。(中略) こういう項目を、私きた1年目から、こういうかたちで大体出していたんですが、毎年ちょっとずつ変えています、中身は。やっ

ぱりその年その年に応じた、PDCAではありませんが、振り返りながらさらにということで、今年はどういうかたちで発表しています。特に2番目の豊かな心の育成ということで、心を育てないかんっていうのは重点的にやっています。それと、4番の行動につながる人権教育、特別支援教育の推進ということで、これも重点的に。それと5番の生徒指導、安全教育の充実というあたり。これをどのようにやってるかっていうので、情報発信も結構盛んにやっています。ということで、とにかく人の気持ちかわかる人間になろうなということも、もう常に生徒には言い続けてきました。というのは、月1回、全校集会が基本的にあるんです。その席で、校長の話が必ず1回設けられるんですけども、そのときに自分の思いを生徒に常にぶつけていました。特に安心安全な、もうとにかく誰もが安心して学校に来て、今日も楽しかったなど。明日もはやく、今日が終わって明日もまた学校来たいなっていう学校にみんなで作っていきなっていう

話を、もう上に上がるたびに月1回言っていました。だから教員も私の考えは多分理解してくれて、もう毎月言っているので。それと、事あるごとに職員会とか朝の打ち合わせとか、ちょっと関連したことが起これば、これ（学校経営方針）も引き合いに出して、例えばこういう学校にしないといかんと。そのためには教員も変わらないといけないということを、ずっと言い続けてきました。それが徐々に浸透して行って先生の頭にも入り、生徒にも、また校長が言っているぐらいの、やっぱりそれに伝えてくれたのかなってというのが一番ですね。これをしたからって言うか、もうそれを言い続けてきた、3年間。だから、今年はコロナの影響で、全生徒を一堂に集めてって機会がまだ1回もありません。それならどうするかって言うたら、現状を生徒に知らせる意味で、校長室だよりって言うのを、これも私が赴任したときから月1回は最低出そうって言う目標でやり始めました。」

この語り①から、次の3点を指摘できる。

第一に、F校長は、E中学校に赴任した1年目に学級崩壊を経験したことをきっかけに、「安全・安心な学校」というコンセプト（全体を貫く統一的な視点や考え方）を2年目から4年目まで、掲げてきたことがわかる。

第二に、F校長は、その「安全・安心な学校」のコンセプトを、月一回の全校集会や、職員会、朝の職員室での打ち合わせの時などに生徒や教職員に繰り返し伝え続けてきたことがわかる。また、校長だよりを発行することを通して、生徒や教職員に加え、保護者にも、このコンセプトを伝えてきたことがわかる。

第三に、その結果、「安全・安心な学校」のコンセプトは、生徒や教職員に浸透してきたことがわかる。このことについて、H生徒指導主事も、次のように語っている。

語り②（H生徒指導主事）：「校長先生のほうも、僕が思うには集会とか、全校集会、おとし、去年度で言うと本当に安心して、安全、安心な教室にしたい、学校にしたいって言うことを常々語られていたと思うんです。しゃべっていたと思うんです。だから子どもはもちろんですけど、これは全校集会なので教員のほうも聞いてますので、だから教員のほうも校長が言うからって言うことで意識が高まっていったような気がします」

2. 毎年の教育計画の改善

上記の語り①から、F校長は、学校経営方針の内容を、毎年少しずつ改善してきたことがわかる。また、F校長は、教職員も作成する教育計画の内容の改善についても、次のように述べている。

語り③（F校長）：「これ（教育計画）は私がきてから一気にページ数が増えました。（中略）人権のページが分冊だったんですよ。人権を別刷りでつけてたのもこれ

に入れて、そんなのもあって、もう毎年同じというのはだめですよって言うのを基本に。ちょっとずつでも変えていこうって言うことで、PDCAを生かさそうって言うことでね。」

この語り③から、F校長は、教育計画を、毎年少しずつ改善するよう教職員に伝えていたことがわかる。その結果、教育計画の頁数は、毎年増えてきたと考えられる。このことは、教育計画の目次の最後の項が始まる頁について、2016年度は96頁、2017年度は119頁、2018年度は127頁、2019年度は136頁、2020年度は146頁であったことからうかがえる。

また、この語り③から、F校長は、人権教育の計画を、教育計画に入れるようにするなど、人権教育を重視してきたこともわかる。

3. 行動につながる人権教育の重視

既述の通り、2020年度のE中学校の学校経営方針では、「安全・安心な学校」というコンセプトの下位項目に、本年度の重点項目として6つが挙げられている。そのうちの1つは、「行動につながる人権教育・特別支援教育の推進」である。この項には、さらに7つの下位項目が記載されている。そのうち、「行動につながる人権教育」に関しては、①「同和問題が人権問題の重要な柱であることを踏まえ、同和問題の解決に向けた積極的な取組を推進するとともに、全教育活動を通して差別や人権問題を鋭く見抜き、差別を許さず、差別をなくしていく思考力、判断力、表現力を育てる。【学んだことを行動に結びつける実践力を養う。】」②「自他ともに大切にす気持を育て、認め合い支え合う仲間づくり・絆づくりをし、差別やいじめのない、許さない学校づくりをする。」など、3点が挙げられている。

これらのことから、E中学校の人権教育では、全教育活動を通じて、生徒が人権問題を認識するだけでなく、認識した問題を、学校生活を中心とした日常の行動に結びつける実践力を高めることを重視していることがわかる。こうした「安全・安心な学校」のコンセプトを背景にした学校経営における「行動につながる人権教育」の重視が、間接的に生徒の人権意識の向上に影響を与えていたと考えられる。

4. メンター研修の導入

F校長は、E中学校にメンター研修を導入した。このことについて、F校長は次のように語った。

語り④（F校長）：「来た年の、だからもう4年前ですね。その2学期、9月からメンター研修って言うのをやり始めました。これはちょうど教育委員会からのアドバイスもあってなんですけど、それを、わからない、もう手探りの状態でやり始めて半年で軌道に乗って、それで、

明くる年から、4月から月1回ずっとやっています。」

また、H生徒指導主事は、メンター研修について、次のように語った。

語り⑤（H生徒指導主事）：「一つテーマを決めて、今日だったら生徒指導についてとか、今日だったら人権教育について。で、来月は部活動の運営についてとか、テーマを決めて、最初は本当に話し合うだけだったんです。こんな場合どうしてますかとか。僕はこうしている、私はこうしているっていうような。だから、これは当然、若い教員でいろんな悩みを持っている中で、共有できたり解決できたりする場でもあったと思うし、それが職員室でつながっていけたりというふうにはなったのではないかなと思います。」

これらの語り④、⑤から、メンター研修の導入は、経験年数が少ない教員を中心に、教職員間のつながりを高めていったことがうかがえる。

5. 人権教育に関する授業研究の継続

E中学校の人権教育の変化について問うたところ、G人権教育主事とH生徒指導主事は、それを次のように説明した。

語り⑥（G人権教育主事）：「郡の人権教育大会っていうのが毎年持ち回りであるんですけど、2017年度はうちが授業校ということで、C郡の先生方が1年に1回持ち回りの学校に集まって、全クラスが公開授業になるので、それに向けては何かやっぱりしていかないといけないということで、教職員全体がそこに向かって、前の学年までは、普通よその学校とかだったら1年に1回、大研したりするんですけど、うちの学校では全くしていません。2016年もだから何もしてない状態だったんです。でも2017年は、それではいけないということで、1回大研をして、あと2回小研っていう形で、学年での研究授業。大研は全体で、講師の先生も呼んで、こののをしました。(中略)この年はみんながもう、学校全体がそっちへ向かって。で、2018年度以降は、やっぱりせっかく大研、小研でこれだけ盛り上がったので、それなら前の年までしてなかったからって、もう小研とか大研をやめようじゃなくて、大研はしてないんですが、小研っていうかたちで各学年1回ずつするっていうんで、残しています。で、指導案とかは全体で配って、どの学年の先生も見に来てくださってっていうかたちで。それが2018、19、20の今年もする予定にはなっています。で、2019年も、全人権（全国人権・同和教育研究大会）の発表が当たっていたんですよ。その発表が当たっていたので、それも含めて、私が発表することにちょうどなったので、自分がかかわってる学年を中心に、全部の先生方に研修っていうかたちでリハーサルとか原稿検討会をやってもらったりしながら、していきました。」

語り⑦（H生徒指導主事）：「(E中学校が前回の郡人権の授業校となっていた)9年前は、そういう声(授業研究を続ける意見)は上がらなかったと思います。今、たぶんG先生が人権教育されて4年ですよ。G先生がやっぱりしっかり発信していった。(授業研究を続けることを)やっていこうっていうことを言えたんだと思う。そういう先生が9年前はいなかったような気がします。」

この語り⑥、⑦から、次の2点を指摘できる。

第一に、G人権教育主事は、2016年度まで持ち回り以外には人権教育に関する研究授業が行われてこなかったE中学校が、2017年にC郡の人権教育大会の授業校になったことを契機に、毎年、人権教育に関する研究授業を各学年1回ずつ行うように研修を変更したことがわかる。

第二に、G人権教育主事は、2019年に全人権で発表する授業を開発する過程で、全教員にその授業の開発に関わらせることを通じて、全教員の人権教育に関する職能成長を図っていたことがわかる。

これらの人権教育の研修が、生徒の人権意識の高まりに与えた影響について、G人権教育主事は次のように語った。

語り⑧（G人権教育主事）：「教員の研修っていうかたちで、大研、小研っていう話が出ましたけど、職員研修。それは必要なんだっていうのはすごく思います。私たち自身が勉強するっていう意識を持ってないと、結局子どもたちに伝える道徳の授業にしても人権の授業にしても、ただ資料をそのまま伝えてるだけ、ただの資料の読解だけで終わってしまうので、なかなか心揺さぶるっていうところまではいけないので、みんなで話し合い、学年で話し合いしたり、研修持ったりすることで、いい資料も共有できるっていうか。これ子どもたちにすごい伝わったよっていうのが、教え合いができるっていうんですかね。そういう意味では、この郡人権っていうのがすごくいいタイミングだったかなと思います。それがなかったら、やっぱりずっと何もしてない状況だったし、子どもたちも見に来てもらう授業っていうのを意識しながら勉強していくうちに、道徳で発表する、人権で発表するっていうのが楽しいって感じる子も増えてきて、明らかに日記とか感想の中に、やりきった達成感っていうんですかね。で、人権について考えるのが楽しかったのでこれからも考えていきたいとか、生活に生かしていきたいっていう声はたくさん上がるように、やっぱりなってきた。」

この語り⑧から、E中学校における研修としての人権教育に関する研究授業の継続が、生徒の人権意識の高まりに影響を与えていたと考えられる。

また、G人権教育主事は、研修を通じた教職員間のつ

ながらに関して、次のように語っている。

語り⑨（G人権教育主事）：「毎年のように新任の先生がここにはこられる。主任の先生もどんどん若くなっていったので、こういう学年で小研でも、それまでにやっぱり検討会があったり話し合ったりするとか、見に行くっていうのは大きいかと思うし、新任の先生のための研究、初任者研修中の発表会とかもあるので、そういうのもプラスしてされているので、そういう意味ではベテランの先生と若い先生たちの間のつながりっていうのは増えてるかもしれません。（中略）メンター研修っていうのも始まっているので、教職のすごい若い、10年ぐらいまでの先生ですかね、その中の先生たちが話し合っている中에서도、いろんなかたちで、いろんなテーマで話し合いをされてる。特に人権っていうだけでないんですけど、いろんなことで。そういう意味ではいろんな先生方の結びつきも増えていったのかなとは思う」

この語り⑨から、E中学校の研修としての人権教育の授業研究と、メンター研修が、教職員間のつながりを高めていったことがうかがえる。

さらに、G人権教育主事は、教職員のつながりが、2017年度の1年の生徒に与えた影響について、次のように語っている。

語り⑩（G人権教育主事）：「私はちょうどその学年に2年生から入って、2、3でちょうどかかわったんですけど、それはもう最初は暴言が飛び交うっていう。もう、授業のじゃまになるようなぐらい騒ぐとか、騒ぐっていうか、自分たちでは騒いでるつもりはないんですけど、なかなか指示に従えない、時間を守れないとかいろんな意味で、周りの子のことを、まじめにっていうか、落ち着いてしたい子の気持ちが考えられないっていうような、ちょっと広がりを見せていったときだったの、そういう意味でも、なので、そのときは、やっぱり1年生でこの子たちが郡人権の授業を受けていたんですけど、このときはまだまだ1年の秋だったので、一番ひどくなってくるときだったから、よその学校の先生から見ても、あとで大変やなって言われるようなところだったんですけどね。（中略）3年生になる頃にはもうかなり落ち着いてきていたので、そこは成長なのかなって。（筆者）：3年生の頃に落ち着いてきたっていうことですけども、何か学年で取り組まれた教育活動なり生徒指導なり、人権教育なり、その辺で何か、ここがポイントだったなみたいなことってあったりしますか？（G人権教育主事）多分、それは私がかかわっただけじゃなくて、1年生のときからかかわっていた先生もみんなそうなんですけど、絶対かかわるのをやめなかったっていうか、もうそれは絶対そうしようっていう、当時の主任の先生とか、その学年の先生方みんな、それはもう常に確認しながらっていうか。連絡とかは密に取って、もう常にその

学年の廊下に張りついとくという。張りついとくっていうとおかしいですけど、もう絶対見逃さない。どれだけ向こうからきつい反発が返ってきても、それでも大事なことは言い続ける、かかわり続けるっていう姿勢だけはもう崩さんとこうって言い続けて。」

この語り⑩から、教職員のつながりが、教職員が2017年度の1年の生徒にかかわり続けることを可能にしたことがわかる。またそうした教職員のかかわりの継続は生徒が他者のことを考えて行動するようになってきたことに影響を与えたことがうかがえる。

V. 考察

1. 教職員間の協働性の高まり

上記Ⅳの4.5.では、E中学校では、教職員間のつながりが高まっていったことを指摘した。E中学校では、教職員が「安心・安全な学校」という目標を共有した中で、つながりが強化されていたため、教職員の協働性が高まっていったと解釈できるように思われる。

2. 生徒の人権意識を高めた学校経営の要因間の関連の考察

図10は、これまで記述・説明してきたE中学校の生徒の人権意識を高めてきた要因間の関連を考察したものである。四角で囲んだ部分は、生徒の人権意識を高めた学校経営に関する要因を表している。角丸の四角で囲んだ部分は、教職員組織や生徒の変容を表している。

E中学校では、校長が、「安全・安心な学校」という学校経営のコンセプトを、全校集会や校長だよりで繰り返し、生徒や教職員、保護者に表明していた。このことが直接、生徒の人権意識に影響を与えただけでなく、教職員組織においても、人権教育を重視する規範の形成を促したと考えられる。

また、校長が学校経営方針を毎年改善したり、教職員へ教育計画の改善を要求したりしたことが、教職員組織における毎年の教育改善の規範形成を促したと考えられる。そうした教職員組織における人権教育重視の規範形成と、毎年の教育改善の規範形成が、人権教育主事による郡人権後の人権教育に関する授業研究の継続を促したと推察される。

さらに、このような人権教育に関する授業研究の継続が、人権教育の授業の質の向上や、「安全・安心な学校」の実現を共通の目標とする教職員の協働性の向上を促していたと考えられる。一方で、校長によるメンター研修の導入も、教職員の協働性を向上させたと考えられる。

これら人権教育の授業の質の向上が、生徒の人権意識の高まりに影響を与えたと考えられる。また、教職員の協働性の向上は、教職員による生徒への継続的な関わり

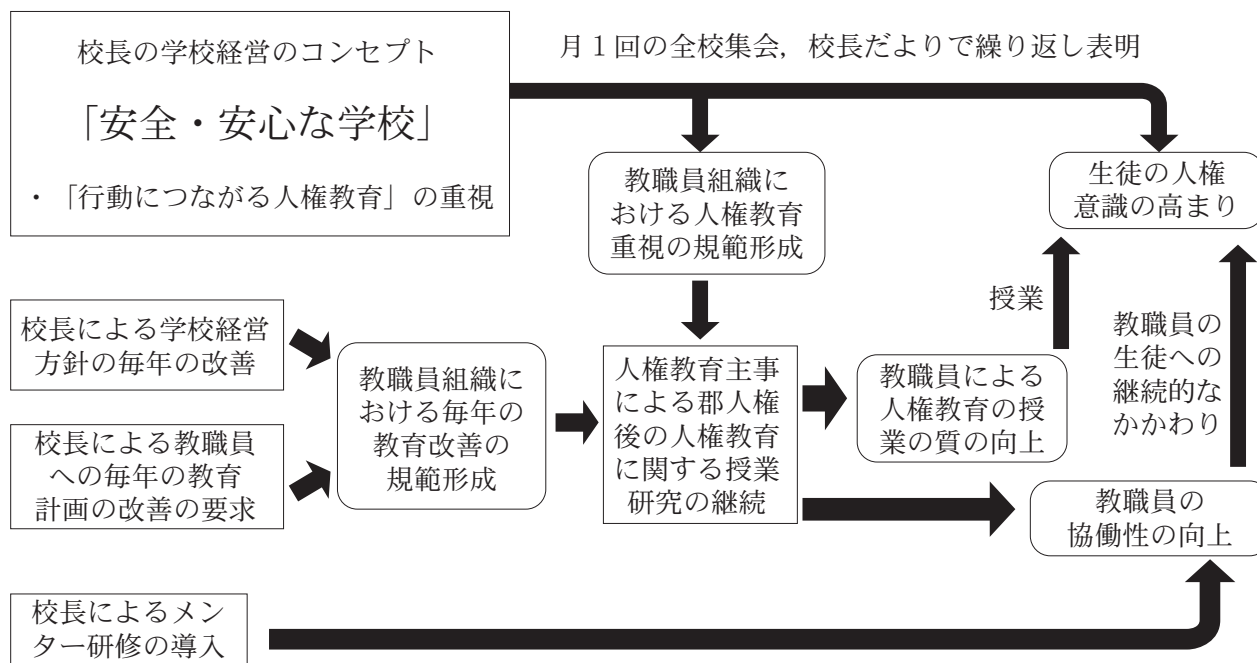


図10 生徒の人権意識を高めた学校経営の要因間の関連の考察

を可能にすることを通して、生徒の人権意識の高まりに影響を与えていたと考えられる。

3. 本研究の学術的・実践的示唆

本研究では、学校教育における人権意識を高める要因として、個別の教育実践の内容や方法等に関する考察とは異なり、学校経営上の要因に注目した。その結果、図10に示したような諸要因とその関連が抽出された。諸要因には、直接的に生徒へ作用したのものもあるが、主要には教職員の人権教育重視や教育改善の規範形成を促し、組織的・計画的・継続的な教育実践へと作用して、人権教育の質の向上をもたらすことを通して生徒へ作用したと分析・解釈できた。

以上のことから、学校における人権教育に関する研究への学術的示唆として、本研究は、個別の人権教育実践の内容や方法に関するこれまでの研究が対象としてきた狭義の「人権教育」だけではなく、「人権意識の高揚に関連する教育実践としての人権教育」の再定式化の必要性を示唆していると考えられる。事例校では、校長の示した「安全・安心な学校」という学校経営のコンセプトが、学校全体（教職員、生徒）に浸透したことが、直接・間接に生徒の人権意識を高めていったと分析・解釈できた。この場合、コンセプトの浸透を促した校長の全校集会での講話や校長だよりの発行は、狭義の「人権教育」の枠には収まらないが、事例校ではこうした要因が直接的に生徒の人権意識にも影響し、また教職員の人権教育重視の規範形成に影響している。そこで、「学校における人権教育」という観点に立てば、学校の経営方針の浸透という事象についても改めて人権教育の実践の一環と

して解釈・検討することには理論的な意義もあると考えられる。

さらに、このことは、本研究からの実践的示唆として、人権教育実践のあり方を再考し、発展的な進め方を検討する手がかりとなるものである。すなわち、学校経営の方針を含め、学校教育全体を通して人権教育の推進を図るという実践の展開の有効性と方向性である。

人権教育の取組には内容や方法への制度上等の制約がないため、これまでも多様な取組がおこなわれてきたが、同時に個人人権課題に係る内容や偏見・差別意識に対する取組等を主要なテーマとする教育実践のみを狭義の「人権教育」と捉える状況もある。そのため、その実践は限られた教科や逆に教科の枠をこえて「総合的な学習の時間」において、また生徒指導上の課題に関連する教育活動等において取り組まれることが一般的であった。しかし、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の「2. 学校における人権教育」の「(1) 学校における人権教育の目標」の中には、以下のような記述がある。

「(前略) 人権尊重の理念は、平成11年の人権擁護推進審議会答申において、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考えととらえる」べきものとされている。このことを踏まえて、人権尊重の理念について、特に学校教育において指導の充実が求められる人権感覚等の側面に焦点を当てて児童生徒にもわかりやすい言葉で表現するならば、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認

めること] であるということが出来る。

この一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること] ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。(後略)

この「人権教育の目標」を想起すれば、学校生活全般において、自他の人権を意識できる学習・教育環境に配慮した人権教育実践の必要性も理解できる。したがって、人権教育もまたその取組の過程で自他の人権が保障されるべきこと、そしてそのような学校の学習・教育環境を実現する取組が人権意識を高める要因として有効であることの考察が重要であると考えられる。

4. 本研究の今後の課題

本研究の成果を集約して、人権意識を高めた学校経営上の要因とその関連を図10に示した。この関連図のなかで、生徒の人権意識を高めることに直接的な関連があるのは、「校長による学校経営コンセプトの表明」と「人権教育の授業」である。このうち、後者の「人権教育に関する授業研究の継続」による「教職員による人権教育の質の向上」が「授業」や「生徒への継続的な関わり」を通して「生徒の人権意識の高まり」をもたらした、という関連は学校経営の面からみた際には仮説であり、事例研究としては、各要因の具体的な関連を示す必要がある。

また、「教職員の協働性の向上」に関しても、今回は主要にはキーパーソンである3名の先生方からの聞き取り調査データの考察・解釈に基づくものであり、その「教職員による人権教育の質の向上」との関連については、具体的な検証が必要である。

さらに、今回はまず、教育活動・実践に関連する要因として学校経営上の観点から接近したことにより、学習者(生徒)側の要因に関する検討は留保されている。本研究を進めるにあたって着目した「生徒の人権意識」の高まった時期に、校区の小学校(3校)の教育実践のあり方によって、事例校への入学時における生徒のレディネス等が変化していた可能性や、家庭・地域における保護者や住民の状況の推移等、生徒の人権意識の形成・変容への関連が推測される他の諸要因の検討も今後の課題である。

文献・資料

原田彰：『差別・被差別を超える人権教育—同和教育の授業実践記録を読み解く—』、明石書店、1-370頁、2015年。

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議(文部科学省)：「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(平成20年3月)。

<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm>(2020年9月24日最終確認)

付記

本研究は、鳴門教育大学令和2年度学長戦略経費「A県教育委員会等地域連携協力事業」および、JSPS科研費(19K14240)の助成を受けて実施されたものである。

本研究の分担は、次の通りである。大林は、B市、C郡5町の学校評価アンケートのデータ分析、調査対象校の選定、聞き取り調査、本稿のⅠの一部、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの1.2.の執筆を担当した。芝山は、聞き取り調査、Ⅰ、Ⅴの3.4.の執筆を担当した。葛上は、人権教育の専門家の立場から、金森はD町小学校の勤務を経験した立場から、本論文の論述の妥当性を検討した。小坂は、B市、C郡5町の中学校の2017年度～2019年度の生徒を対象とした学校評価アンケートのデータを執筆者に提供するとともに、E中学校での調査実施の交渉を行った。

また、調査に協力していただいたE中学校のF校長、G人権教育主事、H生徒指導主事には、多大なご尽力を賜った。ここに御礼を申し上げる次第である。